

特 記 仕 様 書

第1条

- 1 本特記仕様書は、令和4～6年度 広島高速1号線3橋床版取替工事に適用する。
- 2 本工事の施工にあたっては、広島高速道路公社制定「土木工事共通仕様書」（令和3年10月）に基づき実施しなければならない。

第2条

本工事は、契約後VE対象工事である。詳細は、「土木工事共通仕様書 1-1-3-6 契約後 VE 工事」による。

第3条

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は、以下のとおりとする。

1 品質証明について

本工事は、品質証明の対象工事である。

2 中間検査について

- (1) 本工事は、中間検査の対象工事とする。
- (2) 検査日は、別途監督職員より連絡する。
- (3) 検査は、完成検査及び既済部分検査時に、工事場所で確認が難しいものを対象に実施する。
詳細については、監督職員より通知するものとする。

3 部分引渡しについて

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第38条第1項に基づく指定部分については、以下のとおりである。詳細については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

- (1) 指定部分
鮎信橋（上り線）
- (2) 部分引渡しの時期
令和5年度

4 工期について

工期は、雨天・休日等（日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。）を含み、契約締結の日から令和7年2月28日とし、工期の設定にあたっては、以下のとおり見込んでいる。なお、以下に示す内容は、発注者が工期設定するための内容を示したものであり、工事の履行にあたっての実施工程については受注者の責任において定めるものとする。

項目	日数	備考
準備期間	60日	橋梁保全工事
後片付け期間	20日	
対面通行規制抑制期間	①R4年度：121日 R5年度：122日 R6年度：90日 ②R5年度：51日	①雪氷期間（各年度の12月1日～3月31日） ※車線規制は可能 ②令和5年4月1日～5月21日（主要国首脳会議終了まで）

		※対面通行規制準備のための車線規制含む
車線規制抑制期間	3日	令和5年5月19日～5月21日（主要国首脳会議期間）
検査期間	13日	

※対面通行規制抑制期間及び車線規制抑制期間については、施工条件明示書に記載の条件を遵守すること。

5 情報共有システムについて

(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。

(2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

6 ICT 活用工事について

本工事は ICT 活用工事（受注者希望型）であり、「広島高速道路公社 ICT 活用工事（舗装工、舗装修繕工）実施要領」に基づき実施するものとする。

ICT 活用工事計画書及び完成検査までに提出するアンケートは、広島高速道路公社のホームページ」の「技術管理」の「技術管理資料」に掲載している。

7 施工箇所が点在する工事の積算について

本案件は、施工箇所が点在する工事の適正な工事価格を算出するため、参考図書に示す工事箇所と施工箇所を基に次の算定方法とする。

(1) 算定方法

ア 直接工事費

施工数量及び施工規模等は工事箇所ごとに判断し、施工箇所ごとに直接工事費を算定する。

イ 間接工事費

(ア) 共通仮設費

・ 共通仮設費の率分

対象額は工事箇所ごとに算定し、主たる工種区分は、工事全体で判断する。

・ 共通仮設費率の補正

工事箇所ごとに「施工地域」等の補正行う。

・ 積上げ計算による部分

施工箇所ごとに必要な経費を積み上げる。

(イ) 現場管理費

・ 現場管理費の算定

対象とする純工事費は工事箇所ごとに算定し、主たる工種区分は、工事全体で判断する。

・ 現場管理費率の補正

工事箇所ごとに「施工時期」、「工事期間」、「施工地域」等の補正を行う。

(ウ) 中止期間中の現場維持費等の費用

・ 積上げ項目

施工箇所ごとに必要な経費を積み上げる。

・ 率で計上する項目

対象額及び一時中止日数は施工箇所ごとに算定する。

(2) 一般管理費等

ア 一般管理費等の算定

対象とする工事原価は(1)の計による。

なお、処分費等が「共通仮設費対象額(P)＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合、率計算の対象については、工事箇所ごとに対象額を算出する。

8 総合評価落札方式について

(1) 入札時の技術提案等の施工計画書への記載

受注者は、入札時の技術提案又は簡易な施工計画（以下「技術提案等」という。）の履行にあたり、受注者が行う履行確認の方法・頻度等（以下「履行確認計画」という。）について監督職員の確認を受けた後、工事着手前に提出する施工計画書に反映させるものとする。

ただし、落札者決定結果の通知時に「不採用」とした提案については対象外とする。

(2) 入札時の技術提案等の履行確認及び検査

ア 受注者は、監督職員が指示する時期に監督職員による履行確認を受けなければならない。

監督職員による履行確認については、履行確認計画の内容を元に別途指示する。なお、監督職員による履行確認については、土木工事共通仕様書3-1-1-5「監督職員による確認及び立会等」第1項から第5項の規定を準用する。

イ 受注者は、監督職員が実施する履行確認の際に、完成時に不可視となる箇所の確認が十分できるように配慮するものとする。

ウ 受注者は、監督職員が実施する履行確認に臨場しなければならない。なお、監督職員は履行確認において、臨場を机上とすることができる。この場合、受注者は、施工記録や写真等の履行確認資料を整備し、監督職員に提出しなければならない。

エ 受注者は、履行確認計画に基づく施工記録等（上記ウを含む）を履行確認資料として作成するとともに、完成検査時に提出し、検査員の検査を受けなければならない。

(3) 入札時の技術提案等の変更

契約締結後に、条件変更等不可抗力な状況が発生したこと等により、入札時の技術提案等に基づく施工ができないときは、監督職員と協議すること。

(4) 入札時の技術提案等の保護

入札時の技術提案等については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(5) 責任の所在

発注者が適正と認めた入札時の技術提案等における受注者の責任は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第1条第3項と同様とする。

(6) 実施上の留意事項

受注者の責により技術提案書等に記載された内容を満たす施工が行われなかった場合は、契約約款第44条（発注者の解除権）によるほか、次のとおりとする。なお、技術提案書等に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は指名停止の措置を行うことがある。

【標準型の場合】

ア 受注者の責により、床版の品質・耐久性向上についての提案を遵守できない場合は、工事成績評定点を減点する。工事成績評定点の減点は、与えられた加算点と同じとする。

9 レディーミクストコンクリートの配合について

レディーミクストコンクリートの配合については下表のとおりとする。

床版間詰コンクリート及び伸縮装置後打ちコンクリートについては、混和材として膨張コンクリート（JIS A 6202「コンクリート用膨張材」）を使用するものとする。また、混和剤として高性能 AE 減水剤もしくは高性能減水剤（JIS A 6204「コンクリート用化学混和剤」）を使用するものとする。

設計基準 強度 (N/mm ²)	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	単位 セメント量 (kg 以上)	水セメント 比 (%以下)	空気量 (%)	セメントの 種類	摘要
30	20 又は 25	12	-	55	4.5±1.5	高炉 B	壁高欄
50	20 又は 25	12	-	55	4.5±1.5	早強	床版間詰コンクリート、 伸縮装置後打ちコンクリート

10 無収縮モルタルについて

プレキャスト PC 床版と主桁との接合部、プレキャスト PC 床版の高さ調整ボルト用孔及びスタッドジベル用孔に使用する無収縮モルタルは、プレキャスト PC 床版に使用するコンクリートと同等以上の設計基準強度を有するものとする。

11 プレキャスト PC 床版相互の接合部について

(1) プレキャスト PC 床版相互の接合部の性能照査

RC ループ継手以外のプレキャスト PC 床版相互の接合部の性能照査は、下表により照査するものとする。

プレキャスト PC 床版相互の接合部の性能照査項目

項目	試験条件	規格値	試験方法
疲労耐久性	耐用年数 100 年相当の載荷荷重及び 載荷回数の走行後、漏水試験を実施	漏水がないこと	試験法 442*又はそれと同等以上と認められる輪荷重 走行試験方法

※試験法 442：「NEXCO 試験方法 4 編 構造関係試験方法 令和 2 年 7 月」

プレキャスト PC 床版接合部の疲労耐久性試験方法

(2) 性能の照査証明

プレキャスト PC 床版相互の接合部の性能は、製造会社や公的機関又はこれに準じる機関が実施する試験法 442 の性能照査結果をとりまとめた性能証明書を作成することにより性能を証明するものとする。

12 橋面防水（ウレタン防水）について

（１）下表（出典：舗装施工管理要領（令和２年７月 西日本高速道路株式会社））に示す要求性能（NEXCOグレードⅡ）及び性能照査試験の基準値（NEXCOグレードⅡ）に基づき、床版防水を施工するものである（端部保護層も同様）。

床版防水層（グレードⅡ）の要求性能

床版防水層（グレードⅡ）の要求性能	
防水性	水を通さないこと
遮塩性	塩化物を通さないこと
引張接着性	床版防水層が舗装および床版とはがれないこと
せん断接着性	床版防水層が舗装および床版とずれないこと
耐薬品性	化学物質の影響により機能が喪失しないこと
環境安全性	床版防水層が人体や生態系に有害な影響を与えないこと
耐久性	供用中の交通荷重および温度変化の影響により機能が喪失しないこと
ひび割れ追従性	供用中の床版ひび割れ開閉の影響により機能が喪失しないこと
施工性	施工条件の厳しい場合においても防水層が破損しないこと

性能照査試験の基準値（NEXCOグレードⅡ）

負荷試験または照査試験項目		基準値	試験方法
防水性試験		漏水しないこと	防水便覧[付録-1] 防水性試験Ⅱ
引張接着試験		-10℃ 1.2 N/mm ² 以上 23℃ 0.6 N/mm ² 以上 50℃ 0.07 N/mm ² 以上	防水便覧[付録-1] 引張接着試験
せん断接着試験		-10℃ 0.8 N/mm ² 以上 23℃ 0.15 N/mm ² 以上 50℃ 0.01 N/mm ² 以上	防水便覧[付録-1] せん断試験
耐薬品性試験	飽和水酸化カルシウム溶液	異常のないこと	防水便覧[付録-1] 耐薬品性試験
	3%の塩化ナトリウム溶液		
	3%の塩化カルシウム溶液		
舗設抵抗性試験		すべての供試体で異常のないこと（骨材による防水層の破損）	試験法 433 舗装抵抗性試験
膨れ抵抗性試験		3 供試体のうち、2 体に異常のないこと（膨れ、気泡など）	試験法 433 膨れ抵抗性試験
はがれ抵抗性試験		すべての供試体で異常のないこと（防水層の破損など）	防水便覧[付録-1] はがれ負荷試験
温度変化および薬品負荷		異常のないこと	試験法 433 温度変化及び薬品負荷試験
ホイールトラッキング負荷		異常のないこと	防水便覧[付録-1] ホイールトラッキング試験
ひび割れ開閉負荷		防水層が破断しないこと 負荷後の防水性試験に合格すること	試験法 433

(2) 橋面防水【ウレタン防水（端部保護材）】

- ・ 下表（出典：舗装施工管理要領（令和2年7月 西日本高速道路株式会社））に示す要求性能（NEXCOグレードⅡ）に基づき、床版防水（端部防水層）を施工するものである。
- ・ 端部防水層の性能照査試験の基準値は、「性能照査試験の基準値（NEXCOグレードⅡ）」と同様である。

端部保護材の要求性能

端部防水層（グレードⅡ）の要求性能	
耐候性	温度変化、化学物質、紫外線などにより劣化しないこと
付着性	防水層からはがれないこと
追従性	防水層の変形に追従すること

性能照査試験の基準値（NEXCOグレードⅡ）

負荷試験または照査試験項目	基準値	試験方法
温度変化および薬品負荷	異常のないこと	試験法 433 温度変化及び薬品負荷試験
促進耐候性の負荷	異常のないこと	試験法 433
外観検査 （耐候性の照査）	異常のないこと	目視確認
付着強さ試験 （接着性の照査）	0.6N/mm ² 以上	JIS A 6909 付着強さ試験
ひび割れ追従性試験Ⅱ （耐変形性の照査）	0.3mm以上	防水便覧[付録-1] ひび割れ追従性試験Ⅱ

13 溶接について

(1) 施工体制台帳

工場溶接または現場溶接において、溶接施工または非破壊検査を下請負契約する場合は、施工体制台帳に記載しなければならない。

(2) 溶接施工

- ア 受注者は、溶接作業者に溶接施工要領の周知徹底を図り、その記録を残さなければならない。
- イ 溶接施工にあたっては、溶接継手ごとに溶接品質の確保に重要な溶接施工条件を確認・測定し記録するものとし、検査時に提示しなければならない。
- ウ 補修溶接にあたっては、欠陥の原因を確認し溶接施工管理に反映させるとともに、欠陥の状況及び補修溶接状況を確認・測定し記録するものとし、検査時に提示しなければならない。
- エ 大ブロック地組立により現場溶接を行う場合は、溶接後の外観検査において、板厚方向の材片の偏心が規格値内であることを確認し、その結果を報告しなければならない。

(3) 非破壊検査

- ア 受注者は、非破壊検査にあたって、十分な訓練を行った検査技術者が検査を実施していることを確認するとともに、これらが確認できる資料を整備及び保管し、検査時に提示しなければならない。
- イ 超音波探傷試験は、特に大きな支障がない限り、探傷条件に対して信頼性の確かめられた超音波自動探傷装置によるものとし、手動探傷は超音波自動探傷が適用できない部位に限って用いるものとする。

ウ 超音波自動探傷検査にあたっては、鋼道路橋溶接部の超音波自動探傷検査要領・同解説（平成 14 年 3 月国土交通省国土技術政策総合研究所）によるものとし、受注者は、監督職員の立会の下、検査結果の妥当性が保証されることを実証し、その記録を検査時に提示しなければならない。

エ 超音波自動探傷検査を実施した場合、受注者は、探傷データを確認の上、検査結果の再現性を確認するために必要なすべてのデータを整備し保管しなければならない。

(4) 資料の整備及び保管

受注者は、溶接施工の品質を証明するために必要なすべての資料を記録・整備し、10 年間保管しなければならない。

14 塗替塗装について

広島高速道路公社制定「塗装設計施工基準（平成 29 年 3 月）」に基づいて、塗装区分を決定し施工を行うこと。

15 コンクリート構造物における型枠間固定部材（P コン等）の穴埋め補修について

穴埋めを行う材料及び施工方法について事前に監督職員と協議し、施工計画書に記載すること。また、その履行について監督職員に確認を受けること。履行確認の方法、頻度についても事前に監督職員と協議すること。

16 仮設アンカーの撤去

工事を施工するためにコンクリート構造物に仮設アンカーを設置する場合は、その使用目的を達成した後に、必ず撤去すること。

なお、完全に撤去できない場合は、鉄筋の最小かぶり厚より浅い位置にアンカー部材を残存させないこととし、残存させる部分については防錆処置を実施すること。

具体的な施工方法については、施工計画書に記載し、監督職員へ提出すること。

17 低入札受注時における追加配置技術者

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 47 条の 3 第 3 項の規定により追加配置した技術者について、土木工事共通仕様書 1-1-1-5（コリンズへの登録）により、工事实績情報システム（コリンズ）へ登録する場合には、追加配置した技術者は主任技術者として登録すること。

18 遠隔地からの労働者確保について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

ア 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費(労働者送迎費、宿泊費、借上げ費)の割合：22.04%

イ 現場管理費に占める実績変更対象費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)：1.82%

- (3) 受注者は、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出する。なお、実施計画書には根拠となる資料を添付すること。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書（様式2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

19 遠隔地からの建設資材調達について

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあつては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区の指定がない場合は広島県内をいい、仮設材にあつては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）第X編 参考資料 第2章 工事費の積算 1)間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費（4）リース器材の運搬 で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

20 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

- (1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (2) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (4) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (6) 積算方法は次のとおりとする。

ア 補正方法

- (ア) 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
- (イ) 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
- (ウ) 補正値(%)＝真夏日率×1.2
- イ 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (7) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (8) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

21 週休2日モデルについて

本工事は週休2日モデル工事（発注者指定型）であり、「広島高速道路公社週休2日モデル工事試行要領」に基づき実施するものとする。

休日取得状況表の様式及び完成検査までに提出するアンケートは、広島高速道路公社のホームページの「技術管理」の「技術管理資料」に掲載している。

22 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。
- ア 「3つの密を避けるための手引き」の活用
- 各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。
- ・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin
- イ 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用
- 各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。
- ・ http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf
- ※ 各現場での対策事例については、Twitter や Facebook 等の SNS 活用により普及・展開に努めてください。
- 例)「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等
- (2) 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書（様式3）により監督職員（調査職員）と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書（変更業務計画書）を提出する。
- なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。
- (3) 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式4）を監督職員に提出する。
- (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (5) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

23 復興歩掛及び復興係数の適用について

本工事は、「令和4年度 平成30年7月豪雨の被災地（広島県）で適用する施工パッケージ方式標準単価表（国土交通省）（以下「単価表」という）」[http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm 参照]を用いて日当たり作業量の補正（1）をした積算方式及び土木工事標準積算基準により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率にそれぞれ（2）の補正係数を乗じて間接工事費を補正した積算方式の対象工事である。

(1) 日当たり作業量の補正（復興歩掛）

【対象歩掛】土工に関する歩掛（詳細については「単価表」参照）

【補正内容】作業日当り標準日当り作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当り作業量＝作業日当り作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正（復興係数）

【補正内容】「広島高速道路公社土木工事標準積算基準」により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

・共通仮設費率：1.1 現場管理費率：1.1

24 単品スライド条項について

本工事における建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用については、令和4年6月30日付けで広島県が通知している「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について（お知らせ）」のとおりとする。

25 法定外の労災保険の付保について

(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(2) 受注者は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第48条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

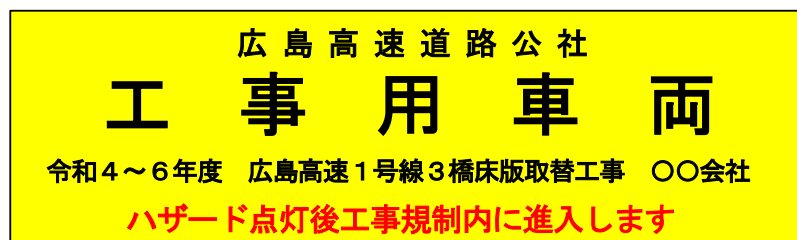
(3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

26 安全対策について

(1) 本工事は、下り線の対面通行規制（終日）及び片側車線規制により施工するものとする。

(2) 交通規制に関しては、交通規制計画を作成し、監督職員と協議して決定するものとする。

(3) 工事車両には以下の車両幕（例）を設置すること。



普通車用車両幕（例）



大型車用車両幕（例）

27 主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について

主任技術者又は現場代理人の兼務件数等については、別添（主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について）のとおりとする。

主任技術者等の兼務についての申請様式は、広島高速道路公社のホームページ」の「技術管理」の「技術管理資料」に掲載している。

28 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項または疑義の生じた事項については、監督職員と協議して決定するものとする。

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計画計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舍等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舍等を建築する代わりに貸しビル，マンション，民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が，旅館，ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金，車両損料，燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当，労働者の帰省旅費，労働者の解散手当	
		賃金以外の食事，通勤等に要する費用	労働者の早出，残業時の食事費（事業主負担分），食事補助費 労働者の住宅から，会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当	
	小計			
合計				

※費用は、全て税抜価格とする。

実績変更対象費に関する実績報告書

費目		費用	内容	実績計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舍等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舍等を建築する代わりに貸しビル，マンション，民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が，旅館，ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金，車両損料，燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当，労働者の帰省旅費，労働者の解散手当	
		賃金以外の食事，通勤等に要する費用	労働者の早出，残業時の食事費（事業主負担分），食事補助費 労働者の住宅から，会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当	
	小計			
合計				

※費用は、全て税抜価格とする。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る実施計画書

費目	具体的な取組内容	金額（税抜）
共通仮設費	例）労働者宿舎での密集を避けるための、宿泊施設の宿泊・交通	
	例）現場事務所や労働者宿舎等の拡張・借地	
現場管理費	例）現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース提供	
	例）現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース提供	
	例）テレビ会議等のための機材活用	

ア テレビ会議等のための機材費については、財産とならないようリース料として計上すること。

イ 購入費用として計上可能なものは、マスクや消毒液等の消耗品とする。

ウ 遠隔地から労働者を確保する場合に要する費用と本対策に要する費用は分けて集計すること。

エ 本対策に要する費用は、広島県の調達情報のHP「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について（令和2年2月17日お知らせ）を参考に計上すること。

例：宿泊施設に宿泊する場合は素泊まりとする等。

様式 4

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る実績報告書

費目	具体的な取組内容	金額（税抜）
共通仮設費	例）労働者宿舎での密集を避けるための、宿泊施設の宿泊・交通	
	例）現場事務所や労働者宿舎等の拡張・借地	
現場管理費	例）現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース提供	
	例）現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース提供	
	例）テレビ会議等のための機材活用	

ア テレビ会議等のための機材費については、財産とならないようリース料として計上すること。

イ 購入費用として計上可能なものは、マスクや消毒液等の消耗品とする。

ウ 遠隔地から労働者を確保する場合に要する費用と本対策に要する費用は分けて集計すること。

エ 本対策に要する費用は、広島県の調達情報のHP「遠隔地からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の簡素化及び明確化について（令和2年2月17日お知らせ）を参考に計上すること。

例：宿泊施設に宿泊する場合は素泊まりとする等。

主任技術者等の兼務制限の緩和について

平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧工事が本格化し、災害復旧工事等の増大に伴う入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する。

1 内容

- (1) 主任技術者又は現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 3,500 万円（建築一式工事にあつては 7,000 万円）以上の主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、県・市発注の災害復旧工事を含む場合、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が 15 km 程度以内の公共工事であれば 3 件まで兼務を認める。
- (3) 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を 1 件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

主任技術者		現場代理人	
請負対象設計金額 (税込)	兼務制限	請負対象設計金額 (税込)	兼務制限
8,000 万円	兼務不可 《緩和》 3 件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が 15 km 程度以内の公共工事に限り 3 件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	8,000 万円	兼務不可 《緩和》 3 件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が 15 km 程度以内の公共工事に限り 3 件以内
	兼務不可 《緩和》 3 件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が 15 km 程度以内の公共工事に限り 3 件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可		兼務不可 《緩和》 3 件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が 15 km 程度以内の公共工事に限り 3 件以内
	兼務不可 《緩和》 5 件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る		兼務不可 《緩和》 5 件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る
3,500 万円 (7,000 万円)	兼務不可 《緩和》 3 件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が 15 km 程度以内の公共工事に限り 3 件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	3,500 万円 (7,000 万円)	兼務不可 《緩和》 3 件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が 15 km 程度以内の公共工事に限り 3 件以内
500 万円 (1,500 万円)	兼務不可 《緩和》 5 件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る		兼務不可 《緩和》 5 件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る
	兼務制限なし		

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※2 安芸郡 4 町については同一市町内として取り扱う。

※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。

※ 請負対象設計金額等のカッコ内の金額は建築一式工事における金額である。

※ 兼務の条件、手続きについては、公告共通事項、入札条件及び特記仕様書を確認すること。

※ 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

※ 既発注工事において受注者より申出のあった場合は緩和を適用することとする。

※ 受注者において兼務を申請する場合には様式第 1 号を提出すること。

2 適用期間

令和 2 年 6 月 4 日以降に指名・公告・随意契約する工事から適用する。適用終了日等は別途定める。